



令和 6 年 3 月号

三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信代表
便り

いよいよやってきました確定申告！

皆さんこんにちは、三上です。

まずは能登半島地震の一日も早い復興を祈ります。

さて、年明け早々に色々なことがありましたが、それでも仕事は大量にやってきます。

業務量が増えるということは売上が上がるということなので、有難いことですが、今年の確定申告は特に大変です。インボイスが導入されたことに伴い、確定申告のチェックの量が尋常ではありません。毎日残業、残業、残業・・・ブツブツ

業界大手の税理士法人では、このまま所得税の確定申告業務を続けていたのでは、職員の働き方改革が出来ず、さらに手間ばかり増える。ということで、何と所得税業務から撤退するとのこと！

また、(株)帝国データバンクによる 2023 年の「休廃業・解散」動向調査によると、伸び率トップは税理士だそうです…。しかも 2 位に圧倒的な差（笑）。

高齢税理士さんが、まあここらが潮時だなということで廃業しているのですね。

増加率ではなく単純な休廃業・解散率をみても、パチンコホール・社労士事務所・会計事務所・旅行代理店・米穀小売・家具小売・牛乳小売など、商店街に軒を連ねているであろう、高齢化が進む業種が多くみられます。

税理士業、さらに商業者にとっては、なかなか厳しい世の中です。

さて、仕事に戻ります(; '▽')

増加率 上位

業種詳細	2023年 件数	前年比	2022年 件数
税理士事務所	81	+170.0%	30
一般機械修理	102	+85.5%	55
書店 (雑誌・書籍小売)	53	+60.6%	33
はつり・解体工事	78	+59.2%	49
中古車小売	166	+50.9%	110
パッケージソフトウェア	66	+50.0%	44
金物卸売業	81	+39.7%	58
金型製造	99	+39.4%	71
美容業	108	+38.5%	78
時計・眼鏡・ 光学機械小売	70	+34.6%	52

[注]母数となる休廃業・解散件数が50社以上の業種が対象

※(株)帝国データバンク 全国企業「休廃業・解散」
動向調査 2023 プレスリリースより抜粋

3 月の税務

- ・ 前年分所得税の確定申告 申告期間…2月16日(金)～3月15日(金)
- ・ 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告 申告期限…4月1日(月)
- ・ 1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉 申告期限…4月1日(月)
- ・ 7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) 申告期限…4月1日(月)

本店
便り

新戦力のご紹介です！

文責：亀田

こんにちは。

今回は、昨年末より新たに入社した社員の自己紹介をお届けします。



はじめまして！

昨年 12 月に三上税理士法人に入社しました佐原と申します。

今日は私の経歴や信条を皆さまに簡単に紹介させていただく機会をいただきましたので、簡単に自己紹介をさせていただきます。

昭和 55 年に名古屋市で生まれ、3 歳からは春日井市で育ち、当事務所本店近くの小学校・中学校に通っていました。

最近は住宅が増え人口も多くなりましたが、私が子供の頃はまだ田んぼや用水路が多くあり、ザリガニやフナを手づかみで捕まえて泥だらけになって遊んでいたことをよく覚えています。

(今思えばあまり綺麗な環境ではなかったです汗)

学生生活を終えてからは、三重県のうなぎ料理屋で調理修行を行ったり、証券会社・精密機器メーカー・石油化学品メーカーで経理・税務業務を行ってきました。

特に精密機器メーカーと石油化学品メーカーは規模が大きかったこともあり、難しい会計処理や国内・国際税務で非常に有意義な経験をさせてもらいました。(うなぎも上手に捌けるようになりました。)

そんな生活を続ける中、長く闘病を続けていた親しい友人を亡くしました。人はいつか死ぬという現実に変更して向き合った時に、今の生活を続けていくより、もっと自分の得意な分野で人助けをして生きていきたいと強く思い税理士の資格を取ることを決意しました。

税理士試験は既に簿記論、財務諸表論、法人税法、相続税法、消費税法に合格し受験自体は終わりましたが、現在は見識を広めるために所得税法の勉強を続けております。

お客さまに 1 円でも多くの利益をもたらすことを信条に、皆さまの経営サポートをしていきたいと考えております！

税理士法人に勤務するのが初めてでまだまだ経験不足な部分が多いのが実情ではありますが、知識を活用して皆さまに三上税理士法人を選んでよかったと思っていただけるように頑張っていきます。

よろしくお願いいたします。

インター
店
便り

安心してください、続けますよ

文責：大脇

こんにちは。草木の新芽が萌え出ずるころとなりましたね。とはいえ、移り行く情景を愉しめないほど繁忙期の洗礼を受けている今日この頃です(ノド`)・°・°。

執筆時の 2 月、私事ですがまた一つ歳を重ねまして……、いよいよ「定年」が現実味を帯びてきました。(そんな歳に見えないと思われた方！ 8 億ポイーーーーントッ！)

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

そもそも定年制度は、単に定年・定年制と呼ばれ、一定の年齢を迎えたら労働者の意思表示に関わらず自動で労働契約が終了する制度です。

日本の定年制度の始まりは、今から 130 年以上前、明治時代にさかのぼります。日本最古の定年制度の記録としましては、民間企業では日本郵船が、1902 年の社員退職規則において 55 歳を定年とする旨を規定しています。当時の日本の平均寿命は、男性が 43 歳前後、女性が 44 歳前後といわれていますので、当時の定年年齢は平均寿命よりも長く、まさに終身雇用という名にふさわしい制度であったといえます。

しかし、第一次大戦後に労働市場は変化し、今度は、整理解雇以外の方法で雇用主側が過剰雇用を解消することを目的として定年制度が拡大します。1950 年代前半には解雇を制約する判例法理も展開され、その後、高度成長期まで 55 歳を定年とする定年制度が続きました。(1946 年から連載が始まったサザエさんに出てくる波平さんは 54 歳の設定なため、定年まであと 1 年ということになりますねΣ(・□・;))

定年制度の規定は、法律で定められた会社の義務ではないため、定年退職を制度として定めていない企業も一定数存在します。厚生労働省による統計調査「令和 4 年就労条件総合調査の概況」によると、定年制を定めている企業の割合は 94.4%となっています。

定年退職の年齢は会社が自由に規定できますが、高齢者雇用安定法の第 8 条に従い、定年年齢を定める場合は 60 歳以上としなければなりません。およそ 7 割以上の企業が、定年年齢を 60 歳と定めています。しかし、少子高齢化の進行に従い、高齢労働者の雇用確保を目的とした法律改正が度々行われており（年金の受給開始年齢も上がりましたしね😞）、2025 年 4 月以降は一部改正が始まります。

では、時系列に沿って改正内容を確認していきましょう。

【1990 年】65 歳まで継続雇用を努力義務化

【1998 年】60 歳以上の定年義務化

【2000 年】定年年齢の引き上げや、労働者の希望に応じた継続雇用制度の努力義務化

【2006 年】以下 3 点のいずれかの義務化

①65 歳までの定年引上げ②65 歳までの継続雇用制度の導入③定年制の廃止

【2013 年】継続雇用制度における例外措置の廃止（全希望者）

【2021 年】70 歳までの就業確保措置が努力義務化

【2025 年 4 月～】継続雇用制度の経過措置終了。

継続雇用制度を導入する事業主は、原則として「65 歳まで働きたい」と希望する全員を雇用しなければなりません。ただし、経過措置が終了するからといって、65 歳までの定年引上げが義務化されるわけではありません。



高齢労働者を雇用することは、人手不足の解消や採用・教育コストの削減、職場内の活性化など、さまざまなメリットが期待されます。しかし一方で、体力やモチベーションの低下、健康に関する問題など、高齢労働者ならではの不安要素があることも事実です。

労働者が健康で長く働き続けられるよう、産業保健体制の見直しも必要になるでしょう。2025 年からは 65 歳以上の雇用確保が義務化されますが、いずれ 70 歳まで延長される可能性も考えられます。定年延長や継続雇用制度の導入、または定年制の廃止の中から自社に合った方法を検討し、方針をしっかりと定めておくといいでしょう。

経営 情報

交際費の飲食費の基準が 1 万円に

文責：谷川

令和 6 年度税制改正大綱にて、法人税法における交際費等の損金不算入制度について、交際費等から除外される飲食費の金額基準が、一人当たり 5,000 円以下から 10,000 円に引き上げられます。

令和 6 年 4 月 1 日以後に支出する飲食費に適用される予定です。

金額基準の引上げのみの改正となるため、飲食費の定義のほか、一定の事項を記載した書類の保存要件に変更はないようです。

また、「接待飲食費の 50% 損金算入特例」と「中小企業の定額控除限度額（年 800 万円）の特例」の適用期限が、令和 9 年 3 月末まで 3 年間延長されます。

中小企業の経済活動を活発にし、地方活性化につなげることが期待されています。

【参考】 書類への記載事項

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先名
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 飲食費の額並びに飲食店の名称及びその所在地
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項



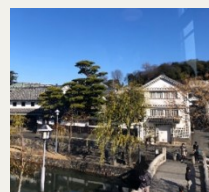
行楽 日記

美観地区に行ってきました

文責：新宅

4 年ぶりに主人の実家に帰省しました。

主人の実家は岡山県倉敷市。倉敷市といったら、美観地区が有名です。4 年ぶりの帰省ということで、久しぶりに観光に行きました。



白壁の町並みは変わりありませんでした。

まずは、カフェビスキューさん。皆さんは梶谷のシガーフライを知っていますか？岡山県ではポピュラーなビスケットです。こちらのカフェでは、モーニングセットとして岡山木村屋の食パンと、シガーフライか蒜山ジャージーヨーグルトという、“まさに岡山県”をいただきました。

また、倉敷市の児島地区はデニム発祥の地であることから、デニムストリートでは青いリラックマや青いすみっくぐらしが売られていました。普段見ないキャラクターの姿が可愛かったです。

青い肉まん「デニムまん」、焼きたての「ロング調布」、焼きたての「ちくわ」も食べて、久しぶりの美観地区を満喫しました。

以前来た時は川舟流しに喜んでいて娘たちも大きくなり、“花より団子”を楽しんでいました。



無料経営相談実施中！！！！

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9

TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info